

平成24年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

6月14日（木）午前1

0時開議

日程第 1 報告第 1号 平成23年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算
報告につ

いて

日程第 2 報告第 2号 平成23年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算
報告につ

いて

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税
条例の一

部を改正）

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国
民健康保

険税条例の一部を改正）

日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

日程第 6 議案第 30 号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正すること

について

日程第 7 議案第 31 号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部

を改正することについて

日程第 8 議案第 32 号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正するこ

とについて

日程第 9 議案第 33 号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正す

ることについて

日程第 10 議案第 34 号 平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算（第 1 号）議定につ

いて

日程第 11 議案第 35 号 平成 24 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議定について

日程第 12 議案第 36 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 13 議案第 37 号 小川地区衛生組合規約の変更について

日程第 14 閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第 15 発議第 1 号 国による子ども医療費無料化制度の創設を求める
意見書の

提出について

○出席議員（14 名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 青 柳 賢 治 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 安 藤 欣 男 議員	12 番 松 本 美 子 議員
13 番 渋 谷 登美子 議員	14 番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
新 井 益 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長寿生きがい課長	
大 塚 晃 文化スポーツ課長	
簾 藤 賢 治 環境農政課長	
木 村 一 夫 企業支援課長	
田 邊 淑 宏 まちづくり整備課長	
大 澤 雄 二 上下水道課長	

田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第2回定例会第8日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第1、報告第1号 平成 23 年度嵐山町一般会計繰

越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成23年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成23年度に設定をした町道菅谷3号線整備事業道路改築工事ほか13件の繰越明許費に係る歳出予算の費用を平成24年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第1号の細部につきましてご説明を申し上げます。

平成23年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。3月の定例議会で繰越明許費として議決をいただきました第8款土木費道路

橋梁費、生活道路整備事業、町道菅谷3号線整備事業道路改築工事ほか、
ごらんいただいております 13 件の繰越計算書でございます。

合計欄をごらんいただきたいと思います。金額であります、5億 1,985
万 7,000 円でございます。翌年度繰越額5億 1,761 万円でございます。
差し引きますと、224 万 7,000 円が平成 23 年度支出でございます。財源
内訳であります、国県支出金 730 万円、地方債4億 5,750 万円、一般財
源 5,281 万円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治
法施行令第 146 条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて
終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第2、報告第2号 平成 23 年度嵐山町事故繰越し
繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成 23 年度嵐山町事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。平成 22 年度に設定をした町道菅谷3号線整備事業、公有財産購入費補償補てん及び補償金ほか1件の繰越明許費に係る歳出予算の費用の支出が、平成 23 年度に終了しなかったために平成 24 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第3項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 報告第2号の細部につきましてご説明を申し上げます。

平成 23 年度嵐山町事故繰越し繰越計算書でございます。初めに、事故繰越しについてのことでございますが、地方自治法第 220 条第3項に、繰越明許費の金額を除くほか前会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち年度内に実質負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出

が終わらなかったものには、これを翌年度に繰り越して使用することができると規定しておりまして、これに基づく繰り越してございます。

まず、第8款土木費、道路橋梁費の町道菅谷3号線整備事業の公有財産購入費及び補償補てん及び賠償金でございます。支出負担行為額3,976万2,183円、支出済額2,783万1,000円、支出未済額1,193万1,183円、翌年度繰越額1,193万1,183円。財源内訳であります、地方債890万円、一般財源303万1,183円でございます、平成22年度からの繰越明許分でございます、地権者との協議に不測の日数を要したための繰り越してございます。

次に、第3項の都市計画費の平沢土地区画整理事業補助金でございますけれども、支出負担行為額3,489万7,800円、支出済額1,327万円、支出未済額2,162万7,800円、翌年度繰越額2,162万7,800円、地方債1,620万円、一般財源542万7,800円。平成22年度からの繰越明許分でございます、湧水処理及び降雨により工事完成に不測の日数を要したための繰り越してございます。

合計いたしますと、支出負担行為額が7,465万9,983円、支出済額が4,110万1,000円、支出未済額は3,355万8,983円、翌年度繰越額3,355万8,983円。財源内訳であります、地方債2,510万円、一般財源845万8,983円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、承認第3号の専決処分について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと思います。また、参考資料をお手元に配付してございますが、参考資料につきましては主な改正点を記載させていただきました。細部説明につきましては、各条ごとに説明させていただきます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布され、地方自治法第179条第1項の規定により同日に専決処分したもので、議会の承認を求めるものです。

第36条の2の改正。市町村に提出する公的年金等支払報告書に、新たに寡婦（寡夫）控除の記載が追加されたことにより、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告の提出を不要とするものです。

附則第10条の2の改正。地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする

仕組み、この仕組みについては、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と申し上げます。このわがまち特例を導入するもので、地方自治体が固定資産税の課税標準の軽減の程度を法律で定める上限下限の範囲内において、条例で決定できるようにしたものです。平成24年度税制改正においては、固定資産税の償却資産2件が特例措置の対象になったものです。

第1項の改正は、下水の中の有害物質を除去する下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例を条例で定めたもので、価格に4分の3の割合を乗じて得た額を課税標準とするものです。

第2項の改正は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯蓄浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例を条例で定めたもので、価格に3分の2の割合を乗じて得た額を課税標準とするものです。

なお、この償却資産の特例措置、今申しあげました2件については、嵐山町では該当がございません。

附則第10条の3の改正。改正前の附則第10条の2を附則第10条の3に改め、第7項及び第8項の改正は、地方自治法施行規則、附則第7条第6項が削除されたため、項ずれが生じたものです。

附則第11条の改正。評価替えに伴う規定の整備で、見出しの適用期限を改め、第6号の改正は、地方税法附則第18条第4項が削除されたため、

項ずれが生じたものです。

附則第 11 条の2の改正、地価の下落を修正する特例措置の継続で、据置年度において、地価(宅地)が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成 25 年度分または平成 26 年度分も継続するもので、見出し等の適用期限を改めるものです。

附則第 12 条の改正。評価替えに伴う規定の整備で、商業地等に関する負担調整措置については、据置特例も含め現行の負担調整措置を継続し、住宅用地に関する負担調整措置については、据置特例を 25 年度までは負担水準 90%(現行 80%)以上の住宅用地について存置した上で、平成 26 年度に廃止するものです。

附則第 13 条の改正。評価替えに伴う規定の整備で、一般農地、一般市街化区域農地に関する負担調整措置については、現行制度を継続するもので、見出し等の適用期限を改めるものです。

附則第 15 条の改正。評価替えに伴う規定の整備で、適用期限をそれぞれ改め、第1項の改正は、嵐山町税条例の附則第 12 条第4項が削除されたため、項ずれが生じたものです。

附則第 18 条の6の1の改正。特例民法法人から移行した一定の一般社団法人または一般財団法人が、平成 20 年 12 月1日から設置している図書館、博物館及び幼稚園において、当該移行一般社団法人等が直接その用に供する固定資産について、固定資産税または都市計画税を非課税とする

特例措置を講ずるものです。

附則第 18 条の7の2の改正。今までは災害により居住用家屋が滅失した場合、その敷地を災害があった日から3年後の年末の間に譲渡したときに限り課税の特例を適用していました。今回の改正により、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年後の年末までの間に延長するものです。

附則第 18 条8の改正。住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設で、東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより、自己の居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得または増改築をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とするものです。

附則については、第1条、施行期日を定めたもので、平成 24 年4月1日から施行するものと、定められた期日から施行するものがあります。

第2条、町民税に関する経過措置を定めたものです。

第3条、固定資産税に関する経過措置を定めたものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、2番目のただいまの説明ですと、これは嵐山町に対象のものはないというご説明でしたけれども、今の改正の中で嵐山町に対象のものが無いというのは、ほかはないということで理解してよろしいのでしょうか。全部、ほかの改正部分は、嵐山町に何らかの対象者がいるというふうに理解してよろしいのか伺いたいと思います。

それから、この参考資料の3番目の地価の下落を修正する特例措置の継続で、下段で平成25年度分または26年度分、このまたはというのは、どちらか一方というふうに理解するものと理解しているのですけれども、そうすると25年度分に特例措置を受けなかったのが26年度分にできるというふうに理解していいのか、伺いたいと思います。

それから、その下の4番の中の住宅用地に関する負担調整措置ですけれども、負担が80%から今度90%にふえることになるわけですね。金額的にもし計算できていれば伺いたいと思います。そして、26年度から廃止になるわけですけれども、これも金額でもしわかれば伺いたいと思います。それと、対象者の人数がわかれば伺いたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えしたいと思います。

この 10 条の2の改正ですけれども、これについてはこの施設を持っている企業になります。それで、1項の改正の下水道除害施設については、今のところ今年の償却資産の申告書も照らし合わせたのですけれども、これについては該当がございませんでした。

この施設の内容については、調整槽といいまして、酸性またはアルカリ性の排水に薬品を添加して、中性に近い水にするための槽ということです。

それと、2項の特定都市河川というのですけれども、これは埼玉県には特定都市河川というのがございません。それで、該当がないということになります。

それと、11 条の2の 25 年度または 26 年度といいますけれども、これは今までも下落修正というのをやっています。土地は鑑定評価を毎年やっていますけれども、毎年下落している場合には、その評価を反映させる。土地が高くなった場合には、それは反映をさせないで、その前年度の価格をそのまま使うということで、納税者に有利になっているものです。下落した場合には、先ほど申しましたけれども、宅地のみです。宅地のみの下落修正を行うということです。

それと、負担調整の関係ですけれども、80%から 100%の間の負担調整については、今までは据え置きをやっていました。それで、今度は 90%から 100%の間の負担調整に変わるわけですけれども、これちょっと抽出しましたけれども、90%に上げた場合、嵐山町で該当者が3名ほどおりました。

税額にして、年税額で多い人で 800 円です。ただ、その人たちを見た中で、幾つか筆を持っているわけです。複数持っているのですけれども、そのうちの 1 筆だけなので、あとは下がっている土地もあります。また、家屋も評価替えて下がっていますので、23 年度と 24 年度、税の負担というのは、その人たちも 24 年度は下がっておりますので、その負担感というのはないと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9 番(川口浩史議員) 私が質問したのは、10 条の 2 は嵐山町には適用はないということで、ほかの条文、裏にもありますけれども、18 条の 7 の 2 とか 8 とか、6 の 1 とか、こういう部分は嵐山町には対象者、適用される方がいらっしゃるのですかということなのですから。

それと、この 11 条の 2 のまたはというのは、そうすると、私の理解でよろしいのか。25 年度に特例措置を受けなかった人は、26 年度に受けられるのですよという意味でとらえていいのか。このまたはという意味が、及びだったらわかるのですけれども、またはという意味がちょっとわからないので、ご説明いただきたいと思いますけれども。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず初めに、36 条の2の改正ですけれども、これについては今年申告をされた方の中に寡婦控除を受けた方が 490 名ほどおられます。ただ、この改正については、年金の支払い報告書が今まで寡婦控除という欄がなかったのです。それで、寡婦控除を受けるためには申告しないと控除が受けられませんでした。今度はその寡婦控除を年金の支払い報告書に記載するに当たって、そうするとその中で控除が受けられますので、改めて申告に、年金以外に所得がなければ、その年金の支払い報告書で普通の給与の方と同じように年末調整が済んでしまうということで、申告が要らないということになります。

それと、10 条の2については、先ほど申し上げましたとおり、該当がないということで。それと、10 条の3ですけれども、この評価替えの関係については、附則第 15 条の特別土地保有税以外は、これは該当してきます。特別土地保有税については、嵐山町においては今は課税していませんので、これは該当がありません。

それと、附則第 18 条の6の1の改正ですけれども、これは一般財団法人が経営している、所有している図書館等は嵐山町にはございませんので、これは該当がありません。それと、東日本の関係についても、今は該当がございません。

25 年または 26 年といいますけれども、その下落修正の関係については、毎年こうやって下落してれば、例えば 25 年に適用になりました、また 26 年

も下落していた場合には、適用になります。だから、毎年地価が下落している分については、宅地については下落を反映させるということ。例えば25年に下落していました、26年になったら25年のときより評価が上がりました。こうなった場合は、もうその25年の課税標準を使いますということ。上がった場合には、もう適用しません。下がっている場合には、その下落修正を適用するけれども、上がった場合には適用させないということです。だから、25年、下落しています、26年、下落しています。そうしたら、両方とも適用になるという話になります。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、承認第4号の専決処分について細部説明を申し上げます。お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)が平成24年3月31日に公布され、地方自治法第179条第1項の規定により同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

附則第16号の改正、東日本大震災の被災者支援で国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を適用するものです。

なお、附則については、施行期日を定めたもので、平成24年4月1日から施行するものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○長島邦夫議長 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての

件でございます。人権擁護委員、塚本榮氏の任期が平成24年9月30日に満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることでご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれを適任という意見とすることに決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第30号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第30号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県との県有財産賃貸借契約に伴いまして、菅谷地内にあるテニスコートを町体育施設として管理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

〔大塚 晃文化スポーツ課長登壇〕

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、議案第30号の細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。最初に、第2条の改正でご

ございますけれども、これは名称及び位置に関する規定でございます、鶴巻運動公園の後に新たに名称、「菅谷テニスコート」、位置、「嵐山町大字菅谷927番地」を追加させていただくものでございます。

次に、別表の改正でございますけれども、使用料につきまして、1面1時間につき100円とさせていただくものでございます。

施行期日につきましては、本年の7月1日からとするものでございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 県の用地ということでありますので、その辺のところで、賃貸の場合に全く無償になるのでしょうか。県のほうに支払いが生じるのかどうかを知っておきたいと思います。

それから、町外の人、町内の人、あるいは女性会館に来た人が利用するという形がいろいろと出てくるだろうと思うのですが、そこら辺での使用料については、1時間100円という形で変わらないのでしょうか。

その2点を聞きたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 賃貸借契約について私のほうからお答え申し上げます。

す。

県とは県有財産賃貸借契約書というのを結んでおりまして、この関係で土地の賃貸借料は免除するというような形の契約を結んでおります。

以上です。

○長島邦夫議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 使用料につきましてお答えいたします。

町内につきましては、先ほど説明いたしました1面につき1時間100円でございますけれども、町外それから女性会館を利用される方、町外であれば2倍の額になります。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、議案第31号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第31号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田こども課長。

〔内田 勝教育委員会こども課長登壇〕

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、議案第 31 号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて細部説明をさせていただきます。

嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例は、埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱に基づいておりまして、この県の要綱に改正があったため本条例の一部を改正するものです。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表をごらんください。今回の改正は届け出義務の関係でございまして、第8条第2項について「その家庭に属する受給者の現況」から「その家庭の現況」に改めるものでございます。受給者とは、受給者証の交付を受けている者で、支給停止の者を含んでおりません。ひとり親家庭の医療費の現況届は、支給停止となっている者も含むすべてのひとり親を対象としている現在の事務実態に合わせて改正するものです。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 31 号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する
条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第 32 号 嵐山町こども医療費支給に関
する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 32 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げ
ます。

議案第 32 号は、嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正
することについての件でございます。

埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴いまし

て、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田こども課長。

〔内田 勝教育委員会こども課長登壇〕

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、議案第 32 号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて細部説明をさせていただきます。

嵐山町こども医療費支給に関する条例は、埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱に基づいておりまして、この県の要綱に改正があったため本条例を改正するものです。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表をごらんください。まず、第3条第2項第2号の改正は、第 27 条を削除するものです。ここで言う支給対象から除かれる者として、児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている者ですが、児童福祉法の中で第 27 条以外にも里親を定義している条文があるため「第 27 条」を削除するものです。

次に、第3条第2項第3号ですが、運用において既の実施されている内容の明文化で、児童福祉法その他の法令により公費負担される施設に措

置入所している者を対象外とする規定の追加でございます。これにより、以下の号は繰り下がりとなります。

そして、第6条の改正ですが、1項と2項につきましては、受給資格登録の申請から受給者台帳に登録までの流れを明文化するものでございます。また、3項につきましては、離婚協議中で別居の場合の受給者を限定し、監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子供と同居している者を受給資格者と認定するために追加するものです。

改正前の2項につきましては、第2項及び第3項が追加になったことにより、第4項として文言の整理をするものです。また、以下の号は繰り下がりとなります。

施行につきましては、公布の日から施行し、適用につきましては、児童手当法の改正と合わせて4月1日からとするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 32 号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、議案第 33 号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 33 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 33 号は、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

保育料の算定に関する国基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田こども課長。

〔内田 勝教育委員会こども課長登壇〕

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、議案第33号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについて細部説明をさせていただきます。

所得税、個人住民税の扶養控除について、平成22年度税制改正において年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところでございます。このことにより、所得税、個人住民税の税額等と連動している保育料等の保護者負担に影響が生じることとなります。この問題に対応するため、保育料については扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響ができるだけ遮断することとされました。これに伴い国の保育所徴収金基準額表の備考欄が改正されたことにより、本条例を改正するものです。

それでは、お手元に配付してございます新旧対照表をごらんください。まず、別表第3条関係の備考1項の改正ですが、さきに述べたとおり、保育料の算定に当たり扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないように対応する旨の規定を追加するものでございます。

第1号、第2号につきましては、保育料の算定について所得から差し引かれる金額所得控除のうち寄附金控除を、また税額から差し引かれる税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除及び電子証明書等特別控除などは、控除する前の税額で保育料を算定することと明記したものでございます。

備考2の改正につきましては、障害者自立支援法の改正により、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び児童デイサービスについて、医療の提供の有無により児童発達支援または医療型児童発達支援のどちらかに移行することとなったため、文言の整理をするものでございます。

最後に、附則についてですが、施行につきましては公布の日から施行し、平成24年度保育料から反映させるため、4月1日から適用とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 33 号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時19分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第 10、議案第 34 号 平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 34 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 34 号は、平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,369 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を 58 億 5,769 万円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案 34 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

12、13 ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、第 13 款使用料及び手数料の菅谷テニスコート使用料7万 2,000 円の増額でございます。菅谷テニスコート(国立女性教育会館内)でございますけれども、先ほど議案として出させていただきましたその3面でございます。8月から貸し出しをするための使用料でございます。

次に、第 14 款国庫支出金及び第 15 款の県支出金につきましては、法

改正に伴いまして子供のための手当から児童手当に科目を変更するものでございます。

第2項の県補助金の地域子育て創生事業費補助金 126 万円につきましては、法改正に伴います児童手当のシステム改修費でございまして、10 割補助でございます。

次の学力向上支援員配置事業費補助金5万 2,000 円でございますが、玉ノ岡中学校の理科実験授業を補助する学力向上支援員を配置するために交付されるものでございます。

下でございますが、防犯共助県づくり推進事業補助金 33 万 2,000 円でございますが、自主防犯パトロール等の地域安全活動に要するパトロール用品、ボランティア保険等の経費に対して支給されるものでございまして、補助率は2分の1でございます。

14、15 ページをお願いします。第3項委託金の小中一貫教育推進モデル事業委託金 100 万円でございますが、県内8市町で実施されるモデル事業でありまして、児童生徒の学習意欲や理解力等の向上及び中1ギャップ解消することを目的とする小中一貫推進モデル事業に対し交付されるものでございまして、10 割補助でございます。

第 18 款、繰入金の財政調整基金繰入金1億 4,100 万円につきましては、財源調整のため繰り入れるものでございまして、取り崩し後の財政調整基金の残高でございますが、1億 4,790 万 7,000 円となるものでございま

す。

16、17 ページをお願いいたします。歳出でございますが、各課にわたりまして4月の人事異動に伴います職員配置及び職員退職等によりまして、人件費の増減がございます。補正後の人件費の総額でございますが、4,484万9,000円の減額となるものでございます。また、臨時職員の賃金につきましては、7月以降の分をそれぞれの科目に計上させていただきました。

それでは、第2款総務費の総務管理事業1億7,056万7,000円の増額でございます。これにつきましては、3月の第1回定例議会で債務負担行為等の補正をさせていただきました平成23年(ワ)第2266号損害賠償請求事件に係る和解解決金でございます。

一番下の庁舎管理事業の修繕料142万1,000円につきましては、庁舎のエントランスに設置してございます監視カメラ及び3階給湯器の修繕に要する経費でございます。

20、21 ページをお願いいたします。第3款民生費の介護保険関連施設やすらぎ管理事業の工事請負費168万円でございますが、経年劣化いたしましたやすらぎの浴槽のろ過装置の改修に要する経費でございます。

22、23 ページをお願いします。一番下のほうでございますけれども、児童福祉総務事業の電算委託料126万円でございます。児童手当法改正に伴いますシステム改修に要する経費でございます。10割補助でございま

す。

28、29 ページをお願いいたします。第8款、土木費の下水道事業特別会計繰出事業、この関係の繰出金でございますが、259 万 4,000 円。これにつきましては、千手堂、將軍澤、吉田2区、越畑第一の集会所の浄化槽設置に伴います配管費及び撤去費を繰り出すものでございます。

一番下でございますが、小中一貫教育推進モデル事業 100 万 6,000 円でございますが、内訳といたしましては報償費 18 万円でございます、教員の研修講師謝金6回分、それから消耗品として 82 万 6,000 円でございます。

30、31 ページをお願いいたします。第3項中学校費の玉ノ岡中学校教育振興事業の賃金 10 万 2,000 円でございますが、これにつきましては玉ノ岡中学校の理科実験授業を補助する学力向上支援員の配置に対するものでございます。その下に報償金6万円の減額がございますが、これにつきましては理科実験ボランティア事業の廃止によるものでございます。

32、33 ページをお願いいたします。第5項社会教育費の文化財保護事業の印刷製本費 63 万円につきましては、「源氏三代物語絵巻」の印刷製本に要する経費でございます、1部 600 円で 1,000 部を予定しております。

34、35 ページをお願いいたします。スポーツ施設管理事業の備品購入費 106 万 8,000 円につきましては、国立女性教育会館内の菅谷テニスコート及び草原広場使用のための備品購入に要する費用でございます、主

なものはテニスコートのネット、審判台、コートブラシ、ベンチ、倉庫等でございます。その下の学校体育施設管理事業の備品購入費 59 万 6,000 円でございますが、七郷小学校体育館における社会体育用備品でございます、バレーボールの支柱等一式、ソフトバレーの用具、バトミントンの用具等を購入するものでございます。

第 13 款予備費であります、7 万 2,000 円を減額いたしまして補正後の額を 2,514 万 9,000 円とさせていただくものでございます。

36 ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 21 ページ、歳出ですけれども、介護保険関連施設やすらぎ管理事業で、浴槽の改修費ということでございますが、168 万円これはすべて浴槽の改修だけなのでしょうか、その点をお聞きしておきます。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今回の工事請負費の内容でございますが、経年劣化に伴いまして浴槽ろ過装置の配管部分に漏水が発見されてございます。これがたびたび漏水をしている状況でございます、抜本的に配管を修繕をするということでございます。主な内容としましては、配管及びそれに伴う循環ポンプあるいは膨脹タンク、圧力計こういったものを更新をするという内容でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 浴槽関連だということでありました。ただ、やすらぎが経年劣化といいましょうか、全体的に傷んでいるというのは、特に畳なんかも非常に傷んでいて、そこへ行った人がその畳のごみがついたりなんかしてしまうと。掃除はやっているのですが、そんなことで畳がえができないのかねというような要望もあったり、あるいはトレーニング器具といいましょうか、それも壊れているものがあったりしているのですが、これはどういふふうにとらえているのかどうかお聞きしておきますが。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

やすらぎにつきましては、開設以来 10 年を超えて使用しているという状況でございます。これまでは限られた予算の中で修繕を行ってきたわけでございます。今年の当初予算では、例年より多い 50 万円という予算をいただ

いております。この予算の中で順次修繕を行っている状況でございます。

畳につきましては、状況を確認させていただきたいと思います。また、トレーニング機器につきましては、今年度こちらについても既に予算をいただいているところでございますが、更新をするということで進めております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 1点お聞きいたします。

33 ページなのですが、文化財の保護費の関係で「源氏三代絵物語」、これの製本化をするということのお話なのですが、製本化することについてはいいと思っているのですが、実は大河ドラマの関係で木曾義仲、これについて木曾福島市を中心としてのNHKの大河ドラマ化の要望というのが、かなり大きく進んでいるような話を聞いているわけなのですが、そういう中ではここに関わる長野あるいは岐阜、あるいは京都という形で、朝日将軍の物語をすることによって、当然嵐山町もその中に一部加わっていくのだと思うのですが、そういう映像化の動きはかなりあるというふうにお話を聞いているわけでありまして、しかし「源氏三代絵物語」を含めてそれらの進捗状況というのは具体的にどうなっているのか、これによって嵐山町も大きく観光化も進んでいくのだというふうには思っているのですが、その辺の進捗ぐあいを聞いておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今、河井議員からお話がありましたように、富山、石川、長野、埼玉、この4県の中に義仲に関連する市町村がございまして、そこを中心に今テレビドラマ化の運動の展開をしているというふうなことでございます。過日、NHKの会長のところに富山の知事さんだとか私も同席をして、会長に対してテレビドラマ化の要請を行いました。北陸新幹線の開通に合わせてこの大河ドラマがNHKで放映ができれば、一番タイミング的にいいというふうなことで、お願いをしてまいりました。

ただ、なかなかすぐどうこうという返事はございませんでしたけれども、今後、義仲と巴御前というような形で、ドラマ化に向けて今の4県が中心になって運動を展開していくということで、私どもといたしましてもこの会に参加をしながら、積極的にテレビドラマ化に向けてこの運動を展開していきたいなというふうに思っています。またその都度、経過については、機会があったらご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) テレビドラマ化すれば、観光的なものには大きな影響力がでてくると思います。これは、今までの大河ドラマでそれぞれのロケ

地になったところ、その主人公が出たところに対しては、大変な人が訪れるというお話もお聞きいたしますので、そういう面では嵐山町もその一員としてぜひバックアップしていただければというふうに思っておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁はよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 34 号 平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第11、議案第35号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、平成24年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,587万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,872万2,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第35号の細部説明をさせていただきます。

45 ページをごらんをいただきたいと思います。地方債の補正でございま

すが、浄化槽市町村整備事業の借入限度額を 820 万円減額をし、3,800 万円とするものでございます。これにつきましては、補助事業の補助率の変更に伴い限度額の補正をさせていただくものでございます。

次に 52、53 ページをお願い申し上げます。歳入でございますが、第2款 使用料及び手数料の浄化槽使用料でございますが、122 万 2,000 円の増額につきましては既設の合併処理浄化槽の寄附を受け、町が管理をする浄化槽の使用料でございます。50 基を予定させていただいております。

次に、第3款国庫支出金の浄化槽整備事業費国庫補助金でございますが、2,017 万 1,000 円につきましては、当初予算では循環型社会形成推進交付金を補助率3分の1で見込ませていただいておりますが、その後、低炭素社会対応型浄化槽整備推進交付金が 23 年度で終了する予定でございましたが、国の方針が変わりまして 24 年度まで期間延長となりましたので、そこに交付金の予算要求をいたしておりましたところ、認定をされたことによりまして、補助金の補助率が2分の1の事業に補助事業を切りかえをさせていただくものでございます。

次に、第4款県支出金の5万 5,000 円につきましては、交付金の内示により増額をさせていただくものでございます。

次に、第5款繰入金でございますが、259 万 4,000 円。これにつきましては、地区の集会所の浄化槽の配管費及び撤去費の補助金に係る部分を一般会計より繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、第8款町債でございますが820万円減額させていただきまして、6,920万円とするものでございます。これにつきましては、浄化槽整備推進事業債の部分でございます。

次に、54、55ページをお願い申し上げます。

歳出でございますが、第1款公共下水道費の一般管理費及び第2款浄化槽費の一般管理費につきましては、職員の給与費等の補正でございます。

次に、第2款浄化槽事業費の建設事業費でございますが、これにつきましては1,519万9,000円の増額でございますが、内容につきましては浄化槽の購入費、これにつきましては地区集会所の4地区分の増額をお願いするものでございます。それと、負担金補助及び交付金の459万6,000円につきましては、浄化槽の配管費及び撤去費の補助金でございます。

次に、維持管理費の101万7,000円でございますが、これにつきましては委託料で、先ほど歳入の使用料のところでご説明を申し上げましたが、既設浄化槽の管理をPFI事業者へ委託をするものでございます。それと、料金の徴収に係る委託料でございます。

給与費明細書以降につきましては、ご高覧をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い

ます。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 35 号 平成 24 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第 12、議案第 36 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 36 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

す。

議案第 36 号は、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件でございます。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づきまして議会に議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 36 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第13、議案第37号 小川地区衛生組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、小川地区衛生組合規約の変更についての件でございます。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、小川地区衛生組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 37 号 小川地区衛生組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 30 分間。

休 憩 午後 1時32分

再 開 午後 3時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

発議第1号 国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出についての件をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、この件につきましては、後ほど日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

◎閉会中の継続調査の申し出

○長島邦夫議長 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第1号 国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書についての件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、この件を日程に追加し議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第15、発議第1号 国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) それでは、提案をさせていただきます。

発議第1号ということで、嵐山町議会議長、長島邦夫様。提出者は私、安藤欣男と賛成者は河井勝久議員及び畠山美幸議員です。

国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由であります、深刻な少子化が進行する中で、子育て中の世帯への直接的な経済支援と、育児への心理的支援は大変重要で、少子化の克服は国家的課題であり、国においてなされるべきものであります。

この状況を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、国による子ども

も医療費無料化制度の創設を求める意見書を国の関係機関に提出するものです。

それでは、意見書を朗読をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書

厚生労働省が発表した 2010 年度合計特殊出生率は 1.39 で、前年を上回ったものの、人口を維持するに必要な 2.08 への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移しています。少子化の克服は国家的な課題です。深刻な少子化の進行の中で、子育て中の世帯への直接的な経済支援、育児への心理的支援はたいへん重要であり、少子化対策として最も望まれている経済的負担の軽減は、国においてなされるべきものであります。国による子育て支援が不十分な中で、地方自治体は、子ども医療費の無料化を求める声に応えて、助成制度を拡充してきました。

2011 年4月、子ども医療費無料化はすべての都道府県で行われている事業で、それに伴いほとんどの市町村で実施され、入院では中学校卒業までの無料化が過半数(51.6%)にのぼり、小学校卒業(20.8%)、就学前まで(19.7%)と続いています。通院の無料化では中学校卒業までが 655 自治体(37.5%)、就学前までの 622 自治体(35.6%)を上回っています。

本来、子育て支援にかかわる医療の基本政策は国でなすべき事業であり、抜本的政策改善の責任は国にあります。ところが医療費助成について

窓口での支払いが不要な「現物給付」にした場合には、国民健康保険の国庫負担金が調整(減額)され、「現物給付」にしている市区町村では財政運営上の大きな支障となっています。

よって、政府におかれては国の責任において、子ども医療費の無料化制度を創設することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年度6月 14 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 長 島 邦

夫

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号 国による子ども医療費無料化制度の創設を求める
意見書についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎町長あいさつ

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了
いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成24年第2回定
例会の閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月7日に開会をされまして、6月14日の本日まで8日間
にわたり極めてご熱心な審議を賜り、提案いたしました平成24年度一般会
計補正予算をはじめとする諸議案は、すべて原案のとおり可決、ご決定を
賜り、まことにありがとうございました。また、人権擁護委員の選任につきま
してもご同意を賜り、深く感謝を申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、私は、この夏行われます町長選挙におきまして、嵐山町の発展と町民福祉の向上、この1点を心魂に据えて、引き続き町政を担当いたしたいとの意思表示をいたしました。そのための重点的施策として、超長寿社会を見据えた健康で笑顔のまちづくり、すべての町民の人格完成を目指した学力の向上を期す教育のまちづくり、嵐山町の資源を集約した豊かで活力があり、かつ道徳性を有した産業のまちづくり、嵐山自然に優しい生き方を目指し、自然に優しい生き方を目指す環境のまちづくり、自分を愛し他人に対してはさらに思いやりを深め、平和を愛する心をはぐくむ心の通い合うまちづくりに取り組む決意であります。何とぞ町民の皆様の絶大なるご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、健康にご留意いただきまして、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のあいさつといたします。まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長あいさつ

○長島邦夫議長 次に、本職からもごあいさつを申し上げます。

平成24年第2回定例会も本日をもって閉会となりますが、6月7日から本日まで8日間にわたり議員の皆様には熱心な、そして活発なご審議をい

ただくとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、無事閉会できますことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、町長はじめ執行機関の皆様には、審議の間、常に真摯な態度で審議にご協力をいただき、深く敬意をあらわすところでございます。

提出された町長提出議案は、報告、承認、諮問、条例、予算、その他、計 13 件でありました。十分に審議を尽くした上の採決の結果、すべての議案が原案どおり可決されました。また、議員提出議案は 1 件提出され、可決いたしました。一般質問にも 10 名の議員が登壇をされ、当面する町の諸問題に対し活発な議論を展開されました。執行の皆様にはその中での提案、要望、意見は特にご留意をいただき、今後の行政運営に反映をされますよう、強く期待するところであります。

さて、社会に目を向けますと社会保障税一体改革、その関連法案をめぐる消費税の論議、それにまつわる協議、電力料金の値上げ、そして原子力発電の再稼動の問題等新聞テレビ等のマスコミが連日大きく取り上げて、報道、放送されています。

これらの税改革、社会保障の問題、電力量からの個人、法人の節電努力は、地域個人の生活、企業活動に大きく影響する問題であります。そのような中での町の行政運営は、まだまだ厳しい状況が続き、加えて本町での財調残高も極めて厳しい状態の中にあります。引き続き健全な財政運営に取り組まれるよう切に希望するところであります。

結びに、執行の皆様、議員の皆様には、季節の変わり目ゆえ、また梅雨にも入りました。健康に留意されましますますご活躍あらんことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これをもちまして平成 24 年嵐山町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時26分)